

令和3年度 第2回  
天草市国民健康保険事業の  
運営に関する協議会 議事録

天草市国民健康保険

日 時 令和3年11月24日(水) 午後2時

場 所 本渡南地区コミュニティセンター2階 視聴覚室

## 令和3年度 第2回天草市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日 時 令和3年11月24日(水) 午後2時00分

2. 場 所 本渡南地区コミュニティセンター 2階 視聴覚室

3. 出席者(17人中13人)

(1) 協議会委員(5人中4人)

○被保険者を代表する委員

永田 綾子 益田 義成 山下 ちか 谷口 辰哉

○保険医又は保険薬剤師を代表する委員(5人中2人)

木山 茂 佐藤 哲紀

○公益を代表する委員(5人中5人)

中尾 五則 吉田裕美子 山並 洋二 渡邊 良三 田口 勝介

○被用者保険等保険者を代表する委員(2人中2人)

颯川 秀幸 井川 博義

(2) 事務局

市民生活部長

国保年金課 : 課長 国保給付係長 国保税係長 国保給付係主事

納 税 課 : 課長

健康増進課 : 健康増進係長

4. 議題

(1) 天草市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

(2) 天草市国民健康保険条例の一部改正(案)について

(3) 令和4年度天草市国民健康保険特別会計当初予算主な事業の概要(案)について

## 委嘱状交付

### 1 開会（事務局）

### 2 会長あいさつ

### 3 議事録署名委員の指名

議事録署名委員 山下ちか委員、佐藤哲紀委員の指名

### 4 議事

#### (1) 天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

事務局より説明

委員：天草市の場合、試算によりますと約 435 万円の 4 分の 1 を公費負担ということで財源を充てるわけでしょうけれども、この公費はどこからくるものでしょうか。税収が厳しい中、対象の世帯にとっては、減らすことはいいことだと思いますが、財源の確保はどのようにされるのかお伺いします。

事務局：市の公費の補てんの財源ということで、天草市におきましては国民健康保険の特別会計に一般会計から繰入れるかたちでの財源の補てんになる予定でございます。

委員：先程のご質問に関連するものですが、私の前任者が前回の出席時に法定外繰入の削減計画はないのかという質問をされていますが、その法定外繰入については、こども医療制度の助成にかかる負担ということで事務局からご回答を頂いていると事跡が残されているのですが、先程の流れでいくと一般会計から繰入れするという事であれば特別会計に入れるという流れですので、この分につきましては法定外繰入というような観点との整合性はどう理解したらよろしいでしょうか。

事務局：未就学児の助成分の 4 分の 1 を一般会計から繰入れることは、法定外繰入ではないかのご質問かと思えます。この軽減分につきましては保険基盤安定負担金ということで国の方からも交付金がくることになっており、その残りの 4 分の 1 は市の財源一般会計から繰入れしなくてはならないということでルールが決まっておりますので、これに関しては法定内の繰入れという事になります。赤字補てん等の一般会計繰入になりますと法定外繰入となりますが、この場合の保険基盤安定負担金繰入は、法定内の繰入れとなります。基準に沿った繰入れとなります。

会 長：よろしいでしょうか。

委 員：はい。

会 長：他にございませんでしょうか。他になければ、天草市国民健康保険税条例の一部改正（案）については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員：はい。

会 長：それでは、天草市国民健康保険税条例の一部改正（案）については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(2) 天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

事務局より説明

会 長：ただ今、事務局から天草市国民健康保険条例の一部改正（案）について説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

ないようでしたら、「天草市国民健康保険条例の一部改正（案）」については原案のとおり承認することに決定いたします。

委 員：はい。

(3) 令和4年度天草市国民健康保険特別会計当初予算主な事業の概要（案）について

事務局より説明

委 員：特定健診の受診率目標も合わせて少しずつ上がってきているが、去年はコロナで若干落ちている部分もあるかと思いますが、実際に受診された方で問題のある方の指導率も活動指標の中にいれた方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局：指標につきましては、この様式自体、3月31日現在の数値を出すこととなっておりますが、その時点で数値が出てきてないという現状がございます。そのため、備考欄に通常は数値を記載しているところでございます。法定報告は10月末で報告することになりますので、その数値でいきますと本市の特定保健指導率は71.1%となりますが、3月時点では20数%の数値となります。半年の間で最終的に健診後の6ヶ月を使って指導をしていく関係で数値が入れられないという状況でございますので、ご理解いただければと思います。

委 員：いろいろと事情はおありかと思いますが、目標設定をもって取り組まれるのがいいかと思われま。

委 員：予算の1ページ目、事業内容の後発医薬品・ジェネリック医薬品の普及促

進について、継続実施の事業とご説明をいただきました。52万円ほど予算計上されていますが、データとして参考にしたいのですが、この予算に対してどれだけの削減効果が見込まれたのか、予算としてお金をかけている以上、どれだけの効果があるのかお伺いします。

もう1点、保健衛生普及費で、いろいろ取り組みを行っていただいています。事業内容の3番目あん摩マッサージの施術費の助成という事で400万円ほど計上されています。1世帯あたり40枚を限度にした施術券の配布は、どのような背景でこのような事業の計画をされ、それに対しての効果などご回答、資料提供などお願いしたいと思います。

事務局：まず、医療費適正化特別対策事業費における後発医薬品の普及促進の効果額につきましては、データの取り方上、難しいところがありますが、おおよその金額で500万円程度となっております。

次に、あん摩マッサージはり灸の施術費の助成についてでございますが、天草市国民健康保険につきましては、医療の高度化、被保険者の高齢化率が伸びてきており、今年度中には約50%に達する状況となっております。そのような中で医療費を如何に抑制するか必要となっております。また、医療費が他市町村に比べ高いこと、令和2年度のコロナ禍の受診控えの中でも医療費が伸びている状況、さらに本市の病院等が病院・病床が多いような背景もあり、より医療費を適正化していく取り組みが必要であるというところから、あん摩・マッサージ・はり・灸の施術費用の助成を行っているところでございます。

委員：ジェネリックにつきましては、なかなか推計でしか出せないという現状がありますので、この分に対しての費用対効果がかなりあるのかなあと再実感できました。これは昨年度実施の満年度で500万円程ということで差し支えないでしょうか？

事務局：はい。

委員：あん摩マッサージに関しましては、コロナの影響で医療費が低減されているものもあれば、コロナ前もコロナ後も医療費の動向がほぼ変わらないというような病気があるのは協会の方でも認識していますので、特に骨格系のものにつきましては、そういった傾向だったのだということで、施術師さん等を最大限に活用しながらやっていく取り組みで、医療費の適正化に努めていくというような考え方で実施していくという事でよろしいでしょうか？ちなみにこの事業は来年度、初めてされる事業でしょうか？

事務局：事業の考えはそのとおりでございます。また、この事業は継続事業になります。

委員：先程の特定健診受診率の質問に関連してですが、昨年の受診率は34.8%ということで、その後の特定保健指導は70何%の方に行われていると理解してよろしいでしょうか。

事務局：特定保健指導に関しては、積極的・動機づけという形で対象者が出てきます。今回、令和2年度では、対象者が667名の対象に対して474名が終了されたということで71.1%というような数値になっております。

委員：私の理解が間違っているかもしれませんが、以前、特定健診受診率を上げなければならないということで、例えば我々のクリニックに来られている、実際診療に来られている患者さん達の通常の診療でおいでになった時に特定健診を同日にしても良いということで、とにかく受診率を上げようではないかということがあってきたかと思うんですね。ところが最近、それが変わって同時には出来なくなっていると思うんですが、その点、間違いないでしょうか。

事務局：特定健診につきましては、制度的に保険適用外という形になりますので、その時に保険適用になった場合は、その日には実施できません。但し、その日に来られた時に他の健診も合わせて、我々としては各医療機関にお願いしているのは他の健診も合わせて市の特定健診を受けて頂く、それをして頂くと個人負担千円にはなりますが、他の病気も全部見つかるよ、ということで先生方にはそちらの方を進めて頂けないかをご相談しているところでございます。

委員：通常の医療保険を用いた診療をした日に、天草市の特定健診を実施しても、そこを区別していれば大丈夫ということでしょうか？

事務局：検査の項目等が当然でてくると思いますので、通常の保険適用と別に特定健診をされるのであれば、そこは問題ないのではないかと考えていますが、保険適用を受けていながら同じ項目で市の方の健診も受けるとなると、そこが二重になるという事で基本的に別日ということでお話しをさせていただいております。

委員：わかりました。

委員：では実際、特定健診に来られている34%の方達は、私たちのところへ病気も何もなく、通常医療も受けてなく、天草市の特定健診だけ受けられる方と何らかの病気で通っているけれども、ついでに特定健診も受けていこうと

いう方とではどちらが多いでしょうか？

事務局：実際、本市の健診で申しますと、まず地域で巡回して行うバス健診、私たちは地域健診という形で呼んでおりますが、その健診と、各医療機関、9つの指定医療機関がありますけれど、その医療機関・健診機関、例えば地域医療センターの隣の健診センターや第一病院など、健診センターを持っておられるところが行う施設健診の部分、それらが健診の8割・9割となっております。

それとは別に個人で診療されている先生方に個別健診という形で特定健診だけをお願いしており、3つの方法で受けて頂いている状況でございます。

委員：その個別健診が特定健診ですよ？

事務局：はい。

委員：ていうことは、ほとんど持病があつて受診されている方達に対する健康診断ということで行われていると考えておいてよろしいですよ。

事務局：そうですね。

委員：わかりました。

会長：他にございませんでしょうか。

他に何もなければ、「令和4年度天草市国民健康保険特別会計当初予算 主な事業の概要（案）について」については原案の通り承認することに決定いたします。その他に事務局から何かありますか。

事務局：ございません。

会長：それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

委員の皆様方には、熱心にご審議いただきましてありがとうございます。

ここからの進行は事務局でお願いします。

## 5 その他（報告事項）

### (1) 熊本県市町村事務処理標準システム導入見直しについて

事務局より説明

委員：現行システムを令和7年度に改正するとのことでしたがけれども、②市町村標準システム、あるいは③ガバメントクラウドに移行しない場合のデメリットはあるのでしょうか。デメリットは何もないのでしょうか。

事務局：ただ今のご質問は、標準システムを導入しない場合のデメリットとガバメントクラウドに参加しない場合のデメリットということによろしかったですでしょうか。

委員：はい。

事務局：まず、標準システムに参加しない場合のデメリットでございますが、当初、県下 45 市町村が導入することで県クラウド参加のメリットがあったわけですが、今回、導入する自治体が 5 市町村しかございません。参加しない場合のデメリットというより、参加するメリットが薄いということとなります。先ほどご説明しましたように、本市の自庁システムは令和 7 年度更改ということで、ガバメントクラウドを選択することとなった訳でございますけれども、標準システムを導入するメリットがないということで、もし、標準システムを導入することになった場合、2 回、導入の段階を踏まなければならないこと、また、当初予定していたランニングコストが当初の見込額よりも高くなることと、県下 5 市町村しか導入しないということでスケールメリットがないということでデメリットの方が大きいことから標準システムの選択肢はないこととなったわけでございます。それから、ガバメントクラウドにつきましては、デジタル庁が開庁しまして令和 7 年度には新システム「ガバメントクラウド」を導入するということになっております。こちらは、導入しないという選択肢はないと思われまますので、ガバメントクラウドには参加するということとなります。要は、令和 7 年度の更改に併せてガバメントクラウドに移行するということとなります。ガバメントクラウドに参加しないというわけではございません。

委員：県下 5 市町村しか参加しないということで、システム自体のメリットがなかったということですね。わかりました。

委員：システム導入の見直しについてご説明をいただきました。一つ、心配というより、気になっているところが、現行システムについて、次のガバメントクラウドまでに 4 年程時間があるんですけども、それまでに現行システムの保守といたらいいんでしょうか、そういった運用面に関しては次の新システム導入まで現システムで十分対応可能ということで事務局は認識していただいているかどうかだけ、1 点確認したいと思っております。

事務局：現行システムは、情報政策課が保守点検等を担っておるわけでございますけれども、標準システムを導入・検討する段階から現行システムが延長するということは、ガバメントクラウドも含め、協議を行っておりますので、その点は、十分対応ということで認識しております。

他にございませんでしょうか。よろございますでしょうか。

委員：なし。

## 6 閉会

事務局：それでは皆様、大変お疲れ様でした。

これをもちまして、令和3年度第2回天草市国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

————— (午後3時10分終了) —————